

あだち広報は毎月10日・25日、
ズームアップは奇数月発行

●発行/足立区 ●編集/課税課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

☎3880-5111(代)

FAX 5681-7665(課税課)

http://www.city.adachi.tokyo.jp/

足立区ホームページ携帯向け
サイトへの二次元コードです
バーコード読み取り機能付き
携帯電話でご利用になれます



図1 三位一体改革の税源移譲

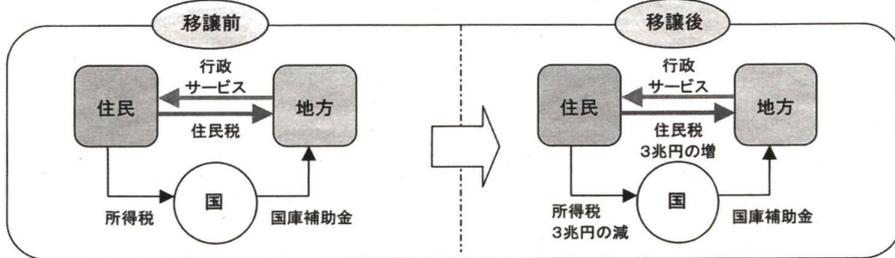


表1 19年度住民税の総所得の税率

課税標準額	現行税率		改正後税率	
	区民税	都民税	区民税	都民
200万円以下	3%	2%	一律 6%	一律 4%
700万円以下	8% - 100,000円			
700万円超	10% - 240,000円	3% - 70,000円		

表2 19年分所得税の総所得の税率

現行		改正後	
課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
		330万円以下 - 97,500円	10%
		695万円以下 - 427,500円	20%
900万円以下	20% - 330,000円	900万円以下	23%
		- 636,000円	33%
1,800万円以下	30% - 1,230,000円	1,800万円以下	33% - 1,536,000円
1,800万円超	37% - 2,490,000円	1,800万円超	40% - 2,796,000円

※表1・表2の税率欄のマイナス額は、税額算出での速算控除額です。

表3 所得税と住民税による人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(調整控除)

課税標準額	調整控除額
200万円以下	次の①、②のいずれか小さい額の5% (区3%、都2%) ①人的控除額の差の合計額 ②住民税の課税標準額
200万円超	[人的控除額の差の合計額 - (課税標準額 - 200万円)] × 5% ただし上記計算の {} 内の金額が50,000円以下の場合は、 50,000円 × 5%とする。(区3%、都2%)

※表3の人的控除とは基礎控除、寡婦(夫)控除、障害者控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者扶養控除、同居加算分です。

表4 定率減税の廃止

住民税	～17年度まで	18年度	19年度
	所得割額の15% (限度額40,000円)	所得割額の7.5% (限度額20,000円)	廃止
所得税	～17年分まで	18年分	19年分
	税額の20% (限度額250,000円)	税額の10% (限度額125,000円)	廃止

税源移譲で住民税・所得税の税率が変わります

19年度から適用される主な改正点

国と地方の役割の見直しが進む中、自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを提供することを目的に行う三位一体の改革。そのひとつとして、所得税(国)から住民税(地方)へ税源移譲(図1)が行われます。そのため、皆さんが納めている住民税が19年度分から変わります。また、定率減税も廃止となります。ここでは、その主な改正点についてお知らせします。

◎住民税所得割の税率が一律(フラット)化されます

国から地方への税源移譲を目的として、総所得分の住民税、所得税の税率が見直されます。住民税所得割は、3段階の税率でしたが、19年度から一律10%(区民税6%・都民税4%)の税率になります。(表1)所得税の税率は、4段階の累進構造が19年分から6段階になります。(表2)

◎税負担は変わりません(調整控除の新設)

税源移譲によって住民税が増えるため、「住民税+所得税」が納税者の負担は変わりません。基礎控除や扶養控除などの人的控除額が低く定められています。同じ収入でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうこととなります。

このため、一人ひとりの納税者の人的控除に応じて、住民税を減額するための調整控除を新設し、納税者の税負担が変わらないようにしています。(表3)ただし、生命保険料・損害保

険料の控除などがあると、負担額が変わる場合があります。◎住民税と所得税の納付方法によって、税源移譲の影響が出る時期にズレがあります

例えば、会社員などのように、税金を毎月の給料から天引きされている方は、所得税の減少は19年1月の給料から、個人住民税の増加は19年6月の給料から、それぞれ行われるので、税源移譲の影響は、税負担の減少が先行します。その一方で、事業を営んでいる方は、住民税の増加は19年6月から、所得税の減少は20年3月の確定申告から、それぞれ行

◎定率減税が廃止されます

11年度に導入された定率減税は、住民税についてはその年度の所得割額の15%相当額(最高限度額4万円)、所得税についてはその年分の税額の20%相当額(最高限度額25万円)の減税が行われました。

◎三位一体の改革とは

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められ、国と地方のあり方を見直す中で、地方への税源移譲、国からの補助金などの削減、地方交付税の見直しを一体で行うものです。

区の仕事との関連
区の事業には、住民税や所得税、所得額などを基に保険料・利用料などを計算しているものがあります。今回の改正で、住民税額が変わり、国民健康保険料、保育園保育料、幼稚園保護者補助金の一部などやサービスの内容などが、19年度以降変わることがあります。

◎住民税とは

住民税には、均等の額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、通常「都民税と区民税をあわせて「住民税」と呼びます。所得税が1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、住民税の所得割は前年の所得に対して課税されます。都民税と区民税を一括して区に納めます。

住民税のお問い合わせは、
課税第一係
☎(3880) 5230
課税第二係
☎(3880) 5231

◇所得税とは

個人の所得(収入から経費などを引いたもの)に対してかかる税金です。国の財源となります。

所得税のお問い合わせは、 足立税務署

☎(3870) 8911
西新井税務署
☎(3840) 1111

モデル試算 税源移譲による住民税・所得税額の変化(年間)

◎独身者の場合

給与収入	税源移譲前				税源移譲後			負担増減額
	住民税	所得税	合計		住民税	所得税	合計	
300万円	64,500円	124,000円	188,500円	⇒	126,500円	62,000円	188,500円	= 0
500万円	163,000円	258,000円	421,000円		260,500円	160,500円	421,000円	
700万円	307,000円	474,000円	781,000円		404,500円	376,500円	781,000円	
1,000万円	553,000円	966,000円	1,519,000円		650,500円	868,500円	1,519,000円	

◎夫婦と子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前				税源移譲後			負担増減額
	住民税	所得税	合計		住民税	所得税	合計	
300万円	9,000円	0円	9,000円	⇒	9,000円	0円	9,000円	= 0
500万円	76,000円	119,000円	195,000円		135,500円	59,500円	195,000円	
700万円	196,000円	263,000円	459,000円		293,500円	165,500円	459,000円	
1,000万円	442,000円	688,000円	1,130,000円		539,500円	590,500円	1,130,000円	

※夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)に該当するものとして計算しています。
 ※一定の社会保険料分が所得から控除されるものとして計算しています。
 ※住民税には、均等割を含めておりません。
 ※この表は税源移譲による負担変動を示すものです。税源移譲前の金額は、定率減税廃止後の金額となっています。

◎税源移譲によるその他の改正
 ▽住民税の分離課税の税率の改正
 ▽住民税の配当控除の控除率の改正
 ▽住民税の外国税額控除の控除限度額の改正など

◎20年以降の改正
 ▽住宅借入金等特別税額控除に係る個人住民税の減額措置の適用
 ▽損害保険料控除を改組し、地震保険料控除制度の創設
 ▽配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除割合の改正など

国から地方へ...

税源移譲による住民税と所得税の事例

例1：税源移譲の影響を受けるAさん
 給与収入300万円単身
 ※この事例は、税源移譲による計算例です。税額は、定率減税廃止後の金額です。



3,000,000円-1,080,000円(給与所得控除)=1,920,000円(給与所得額)

住民税 (18年度)
 1,920,000円-630,000円(社会保険料+基礎控除)
 =1,290,000円(課税標準額)
 1,290,000円×5%(税率)=64,500円(所得割額)
 64,500円+4,000円(均等割額)=68,500円
 Aさんの住民税は68,500円

所得税 (18年分)
 1,920,000円-680,000円(社会保険料+基礎控除)
 =1,240,000円(課税所得額)
 1,240,000円×10%(税率)=124,000円
 Aさんの所得税は124,000円

住民税と所得税の合計額
 68,500円+124,000円=192,500円

住民税 (19年度)
 1,920,000円-630,000円(社会保険料+基礎控除)
 =1,290,000円(課税標準額)
 1,290,000円×10%(税率)=129,000円
 129,000円-2,500円(調整控除額)=126,500円(所得割額)
 126,500円+4,000円(均等割額)=130,500円
 Aさんの住民税は130,500円

所得税 (19年分)
 1,920,000円-680,000円(社会保険料+基礎控除)
 =1,240,000円(課税所得額)
 1,240,000円×5%(税率)=62,000円
 Aさんの所得税は62,000円

住民税と所得税の合計額
 130,500円+62,000円=192,500円

例2：税源移譲の影響を受けるBさん
 給与収入700万円配偶者(専業主婦)及び扶養親族2人(内特定扶養1人)
 ※この事例は、税源移譲による計算例です。税額は、定率減税廃止後の金額です。



7,000,000円-1,900,000円(給与所得控除)=5,100,000円(給与所得額)

住民税 (18年度)
 5,100,000円-2,140,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)
 =2,960,000円(課税標準額)
 2,960,000円×10%(税率)-100,000円=196,000円(所得割額)
 196,000円+4,000円(均等割額)=200,000円
 Bさんの住民税は200,000円

所得税 (18年分)
 5,100,000円-2,470,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)
 =2,630,000円(課税所得額)
 2,630,000円×10%(税率)=263,000円
 Bさんの所得税は263,000円

住民税と所得税の合計額
 200,000円+263,000円=463,000円

住民税 (19年度)
 5,100,000円-2,140,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)
 =2,960,000円(課税標準額)
 2,960,000円×10%(税率)=296,000円
 296,000円-2,500円(調整控除額)=293,500円(所得割額)
 293,500円+4,000円(均等割額)=297,500円
 Bさんの住民税は297,500円

所得税 (19年分)
 5,100,000円-2,470,000円(社会保険料+配偶者控除+扶養控除+基礎控除)
 =2,630,000円(課税所得額)
 2,630,000円×10%(税率)-97,500円=165,500円
 Bさんの所得税は165,500円

住民税と所得税の合計額
 297,500円+165,500円=463,000円

例3：税源移譲の影響を受けるCさんの3年間の税額の変化
(昭和15年1月1日以前に出生) 公的年金収入200万円で単身

※この事例は、税源移譲による計算例です。定率減税および老年者特例は無いものとして計算しています。
老年者特例とは老年者非課税廃止に伴い、所得割額を18年度は2/3、19年度は1/3を控除する経過措置です。



住民税 (17年度)
2,000,000円-1,400,000円(公的年金等控除)
=600,000円(雑所得)
所得が125万円以下のため
老年者非課税に該当
(18年度より廃止)

Cさんの住民税は0円

所得税 (17年分)
600,000円-880,000円(老年者控除
+基礎控除)=0

Cさんの所得税は0円

住民税と所得税の合計額
0円

住民税 (18年度)
2,000,000円-1,200,000円(公的年金等控除)
=800,000円(雑所得)
800,000円-430,000円(社会保険料+基礎控除)
=370,000円(課税標準額)
370,000円×5%(税率)=18,500円(所得割額)
18,500円+4,000円(均等割額)=22,500円

Cさんの住民税は22,500円

所得税 (18年分)
800,000円-480,000円(社会保険料+基礎控除)
=320,000円
320,000円×10%(税率)=32,000円

Cさんの所得税は32,000円

住民税と所得税の合計額
22,500円+32,000円=54,500円

住民税 (19年度)
2,000,000円-1,200,000円(公的年金等控除)
=800,000円(雑所得)
800,000円-430,000円(社会保険料+基礎控除)
=370,000円(課税標準額)
370,000円×10%(税率)=37,000円
37,000円-2,500円(調整控除額)=34,500円(所得割額)
34,500円+4,000円(均等割額)=38,500円

Cさんの住民税は38,500円

所得税 (19年分)
800,000円-480,000円(社会保険料+基礎控除)
=320,000円
320,000円×5%(税率)=16,000円

Cさんの所得税は16,000円

住民税と所得税の合計額
38,500円+16,000円=54,500円

例4：税源移譲の影響を受けるDさんの3年間の税額の変化
(昭和15年1月1日以前に出生) 公的年金収入260万円で配偶者(専業主婦)あり

※この事例は、税源移譲による計算例です。税額は、定率減税廃止後の金額です。



住民税 (17年度)
2,600,000円-1,400,000円(公的年金等控除)
=1,200,000円(雑所得)
所得が125万円以下のため
老年者非課税に該当
(18年度より廃止)

Dさんの住民税は0円

所得税 (17年分)
1,200,000円-1,260,000円(老年者控除
+配偶者控除+基礎控除)=0

Dさんの所得税は0円

住民税と所得税の合計額
0円

住民税 (18年度)
2,600,000円-1,200,000円(公的年金等控除)
=1,400,000円(雑所得)
1,400,000円-830,000円(社会保険料+配偶者控除
+基礎控除)=570,000円(課税標準額)
570,000円×5%(税率)=28,500円(所得割額)
28,500円+4,000円(均等割額)=32,500円

Dさんの住民税は32,500円

所得税 (18年分)
1,400,000円-930,000円(社会保険料+配偶者控除
+基礎控除)=470,000円
470,000円×10%(税率)=47,000円

Dさんの所得税は47,000円

住民税と所得税の合計額
32,500円+47,000円=79,500円

住民税 (19年度)
2,600,000円-1,200,000円(公的年金等控除)
=1,400,000円(雑所得)
1,400,000円-830,000円(社会保険料+配偶者控除
+基礎控除)=570,000円(課税標準額)
570,000円×10%(税率)=57,000円
57,000円-5,000円(調整控除額)=52,000円(所得割額)
52,000円+4,000円(均等割額)=56,000円

Dさんの住民税は56,000円

所得税 (19年分)
1,400,000円-930,000円(社会保険料+配偶者控除
+基礎控除)=470,000円
470,000円×5%(税率)=23,500円

Dさんの所得税は23,500円

住民税と所得税の合計額
56,000円+23,500円=79,500円

定率減税の廃止の事例

例5：定率減税縮小及び廃止の影響を受ける「例2」のBさんの所得割額、税額から負担額の変化を求める
※17年度と18年度の減税前の住民税所得割額・17年分と18年分の減税前の所得税額は同額としております。

住民税 (17年度)
減税額 196,000円(所得割額)×15%=29,400円
Bさんの減税後の住民税は
196,000円-29,400円+4,000円=170,600円

所得税 (17年分)
減税額 263,000円(税額)×20%=52,600円
Bさんの減税後の所得税は
263,000円-52,600円=210,400円

住民税 (18年度)
減税額 196,000円(所得割額)×7.5%=14,700円
Bさんの減税後の住民税は
196,000円-14,700円+4,000円=185,300円

所得税 (18年分)
減税額 263,000円(税額)×10%=26,300円
Bさんの減税後の所得税は
263,000円-26,300円=236,700円

住民税と所得税の負担額
前年より41,000円増

住民税 (19年度)
定率減税廃止
Bさんの住民税は
293,500円(所得割額)-0円+4,000円=297,500円

所得税 (19年分)
定率減税廃止
Bさんの所得税は
165,500円(税額)-0円=165,500円

住民税と所得税の負担額
前年より41,000円増

例6：定率減税縮小及び廃止の影響を受ける「例4」のDさんの所得割額、税額から負担額の変化を求める

住民税 (17年度)
Dさんの住民税は0円

所得税 (17年分)
Dさんの所得税は0円

住民税 (18年度) (百円未満切り上げ)
減税額 28,500円(所得割額)×7.5%=2,200円
Dさんの減税後の住民税は
28,500円-2,200円+4,000円=30,300円

所得税 (18年分)
減税額 47,000円(税額)×10%=4,700円
Dさんの減税後の所得税は
47,000円-4,700円=42,300円(百円未満切り捨て)

住民税と所得税の負担額
老年者控除廃止
公的年金等控除の改正のため前年より72,600円増

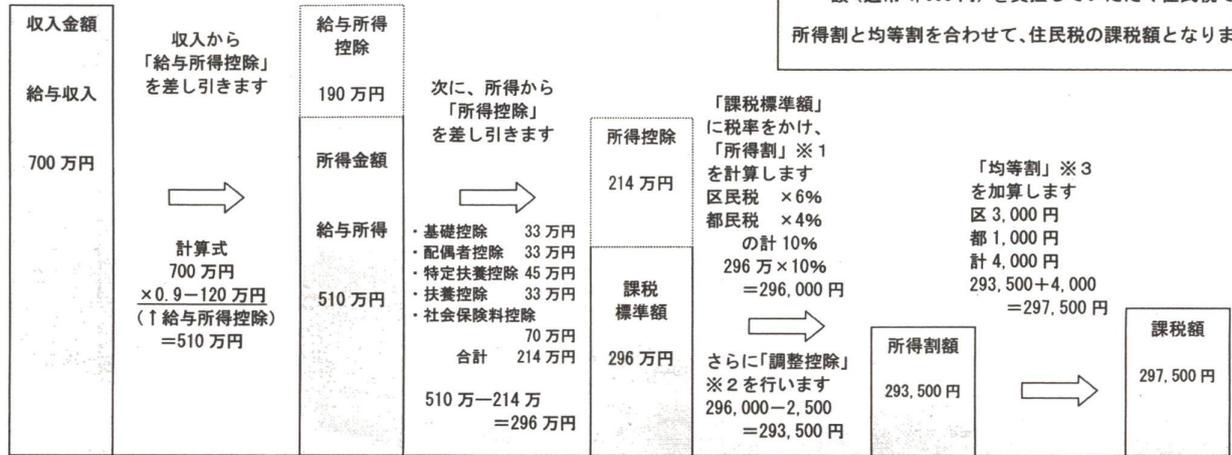
住民税 (19年度)
定率減税廃止
Dさんの住民税は
52,000円(所得割額)-0円+4,000円=56,000円

所得税 (19年分)
定率減税廃止
Dさんの所得税は
23,500円(税額)-0円=23,500円

住民税と所得税の負担額
前年より6,900円増

平成19年度住民税の計算の流れ 「例2」のBさんの場合

給与収入700万円で配偶者(専業主婦)および扶養親族2人(内特定扶養1人)



※1 「所得割」は、所得金額に応じて負担していただく住民税です。
 ※2 人的控除額の差の合計額は33万円で「表3」の200万円超の計算のただし書きに該当するため、2,500円となっています。
 ※3 「均等割」は、一定以上の所得がある方に、均等の額(通常4,000円)を負担していただく住民税です。
 所得割と均等割を合わせて、住民税の課税額となります。

■納税課からのお知らせ 抽選でお米が当たる! 特別区民税・都民税口座振替 新規 加入促進キャンペーン

特別区民税・都民税の口座振替加入促進キャンペーンを実施しています。キャンペーン期間中に口座振替の申し込みをした方の中から抽選で100人に「新潟県魚沼産のこしひかり2キロ入」を差し上げます。

【期限】 11月30日

【対象者】 下記の①、②両方に当てはまる方が対象です

- ①10月2日～11月30日までに、新規で特別区民税・都民税の口座振替を申し込んだ方
 - ②18年度第3期分以前の特別区民税・都民税の未納がなく、18年度第4期分の特別区民税・都民税の引き落とし(19年1月末日)ができた方
- ※足立区の職員およびその家族を除く

【申込方法】 「特別区民税・都民税口座振替依頼書」(申し込み窓口に置いてあります)により
 ①納付書または納税通知書②預(貯)金通帳③通帳印を持参し、区内金融機関の窓口または納税課、区民事務所の窓口へお申し込みください

【賞品発送】 18年度第4期分の引き落とし(19年1月末日)確認後、厳正な抽選を行います
 当選者の発表は賞品の発送(19年3月ごろ予定)をもって代えさせていただきます

友好都市(新潟県魚沼市)復興支援

《新潟県魚沼産の「こしひかり」》

足立区と友好都市を結んでいる新潟県魚沼市の特産品
 その中でも減農薬・減化学肥料で育ったこだわりの「こしひかり」
 中越地震の被災地でもある魚沼市の復興支援に役立てたいと考えます



お問い合わせは 納税課 収納管理係 ☎3880-5238

■足立都税事務所からのお知らせ

都税の納入方法が増えました

コンビニで納付できます。

サークルK、サンクス、セブン・イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン(50音順)

- ◆納付書等1枚あたりの合計金額が30万円までのものが、納付できます。
- ◆固定資産税をコンビニで納める場合は、納める納期分の納付書を切り離してお持ちください。

金融機関・郵便局のATM、パソコンや携帯電話からも納められます。

- ◆ペイジーマークの付いている都税の納付書に限りです。
 - ◆領収証書は発行されませんのでご注意ください。
 - ◆継続検査(車検)用の納税証明書は、後日郵送します。
- ※ペイジーマークの付いているATMでご利用になれます。

☆ご利用になれる都税の種類☆

- 固定資産税(土地・家屋)・都市計画税<23区内>
- 固定資産税(償却資産)<23区内>、不動産取得税、個人事業税、自動車税 など

【問い合わせ先】東京都足立都税事務所 ☎3882-2111

■足立・西新井税務署からのお知らせ

申告も納税も、e-Taxで

自宅やオフィスから



e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用するには、事前に開始届出書の提出、電子証明書の取得などが必要です。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

☆ 税務署アルバイト募集 ☆

対象 18歳以上で簡単なパソコン操作のできる方
 期間 19年2月1日～3月30日
 詳細は東京国税局ホームページ (<http://www.tokyo.nta.go.jp>)の採用案内「アルバイト」の各税務署欄をご確認ください。
 問い合わせ先 足立税務署 ☎3870-8911
 西新井税務署 ☎3840-1111